

4月

25日(日) 11日(日)

埼玉県議会議員一般選挙

狭山市議会議員一般選挙



4月11日(日)は埼玉県議会議員一般選挙、4月25日(日)は狭山市議会議員一般選挙の投票日です。今後の県政と市政をゆだねる人を決める大切な選挙です。私たち一人ひとりが、この重要性を十分に認識し、大切な一票を投じましょう。

立候補の受け付けは

受付日時 県議会議員選挙：4月2日(金)、午前8時30分～午後5時  
市議会議員選挙：4月18日(日)、午前8時30分～午後5時 受付場所 役所6階

投票できるかたは

県議会議員選挙  
昭和54年4月12日までに生まれ、平成11年1月1日までに狭山市に転入届をし狭山市の選挙人名簿に登録され、引き続き狭山市に住んでいるかたです。なお、1月2日以降に埼玉県内の他の市町村へ転出したかたは、狭山市の選挙人名簿に登録されてい、て、転出先の市町村が発行する、引き続き県内に住所を有する旨の証明書「または、住民票の写し」を持参すれば、投票日当日は狭山市の前住所地の投票

不在者投票

票所で投票することができます。また、3月25日以降に市内で転居したかたは、旧住所地の投票所で投票してください。  
市議会議員選挙  
昭和54年4月26日までに生まれ、平成11年1月17日までに狭山市に転入届をし選挙人名簿に登録され、引き続き狭山市に住んでいるかたです。なお、4月7日以降に市内で転居したかたは、旧住所地の投票所で投票してください。

入場整理券は郵送で

投票所入場整理券は、それぞれはがきで発送します。はがきには2人分の入場整理券が印刷されていますので、ご自分の整理券を切り離してご持参ください。なお、入場整理券が届かないかたは、選挙管理委員会にお問い合わせください。  
入場整理券の発送 県議会議員選挙：4月上旬 市議会議員選挙：4月中旬

選挙公報は新聞折り込みで

投票日当日、仕事や買い物レジャーなどで投票できないと見込まれる場合は、早めに不在者投票を済ませてください。  
受付期間 県議会議員選挙：4月2日(金)～10日(土) 市議会議員選挙：4月18日(日)～24日(土) 受付時

各候補者の考えや経歴をみなさんにお知らせするための選挙公報を、



4月11日(日) 埼玉県議会議員一般選挙  
4月25日(日) 狭山市議会議員一般選挙  
の投票時間は  
午前7時から午後8時までです

### 指定病院と郵便投票

#### 指定病院について

市内では、次の5か所の病院が「指定病院」となっており、投票日に入院中で歩行が困難であると見込まれるかたに限り、これらの病院内で不在者投票ができます。詳しくは各病院にお問い合わせください。

指定病院 大生病院(水野・☎957 - 1141) 狭山神経内科病院(東三ツ木・☎953 - 2131) 至聖病院(下奥富・☎952 - 1000) 石心会狭山病院(鷺ノ木・☎953 - 6611) かがやき(下奥富・☎952 - 1001)

#### 郵便で不在者投票ができます

身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級のかたなどが郵便で投票できます。なお、この制度を利用する場合、事前に郵便投票証明書の交付を受けることが必要です。

県議会議員選挙、市議会議員選挙、それぞれ発行しますので、よくご覧ください。

選挙公報は、県議会議員選挙は4月7日(水)、市議会議員選挙は4月21日(水)の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊に折り込む予定です。スポーツ新聞などには折り込みませんので、ご注意ください。新聞を購読していないなどで、選挙公報が届かない場合には、選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、市役所、各出張所・公民館、郵便局などにも選挙公報を用意してありますので、ご利用ください。

### 告示日、選挙運動期間、開票

県議会議員選挙

告示日：4月2日(金) 選挙運動期間：4月2日(金)～10日(土) 開票：4月11日(日)、午後9時から

市議会議員選挙

告示日：4月18日(日) 選挙運動期間：4月18日(日)～24日(土) 開票：4月25日(日)、午後9時から

票：4月25日(日)、午後9時から  
開票場所いずれも智光山公園内の狭山勤労者体育センター

### 投票日当日は

どちらの選挙も、投票時間は午前7時～午後8時までです。投票用紙には1名の候補者氏名のみを記入してください。

### 代理投票と点字投票

手などが不自由で文字を書くことができないかたには代理投票、目の不自由なかたには点字投票の制度があります。投票所の係員にお申し出ください。

### 選挙運動用ポスターは

県議会議員選挙、市議会議員選挙ともに選挙運動用ポスターの公営掲示場を市内226か所に設置します。掲示板が倒れたり、破損したりしていた場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

問い合わせ選挙管理委員会へ  
内線 6061・6062